

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 7 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第51項を附則第54項とし、附則第50項の次に次の見出し及び3項を加える。

（令和8年度の保険料の減額の特例）

51 第17条第1項の規定にかかわらず、市長は、次の第1号又は第2号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、第3号に掲げる者に該当する第1号被保険者の令和8年度における保険料を減額するものとする。

- (1) 第1号被保険者のうち、その者が属する世帯に、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（次号において「令和7年度非課税者」という。）であって、附則第49項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた世帯主又は世帯員がいるもの
- (2) 第1号被保険者のうち、令和7年度非課税者であって、前項の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみ

なされたもの

- (3) 前2号のいずれかに該当することにより、令和8年度の保険料が前2項の規定の適用がないものとして算定した場合における同年度の保険料を上回ることとなった者

52 前項の規定により減額する保険料の額は、同項第1号又は第2号のいずれかに該当することによる令和8年度の保険料の額から、附則第49項及び第50項の規定の適用がないものとして算定した場合における同年度の保険料の額を減じて得た額とする。

53 附則第51項の規定による保険料の減額については、第17条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。